



秋田県公報

目 次

ページ

規 則

○秋田県財務規則の一部を改正する規則(五四・財政課) ……1

規 則

秋田県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第五十四号

秋田県財務規則の一部を改正する規則

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表第二の二第四十三号から第四十八号までを次のように改める。

四十三 准看護師再教育研修を修了した旨の准看護師籍登録手数料

四十四 准看護師再教育研修了登録証の書換交付手数料

四十五 准看護師再教育研修了登録証の再交付手数料

四十六 准看護師の試験手数料

四十七 准看護師試験合格証明書の交付手数料

四十八 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所 株式会社松原印刷
秋田市山王七丁目五番二十九号
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp
松原繁雄